

**和歌山県水土里情報システム
運用管理基準**

和歌山県水土里情報活用推進協議会

和歌山県水土里情報システム運用管理基準

目次

第1章	総則	1
1	目的	1
2	用語の定義	1
3	基本要件	1
4	著作権等	1
第2章	利用	2
5	利用手続き	2
第3章	運用管理	3
6	データ管理	3
7	データ更新	3
8	ユーザ管理	3
9	セキュリティ対策	3
10	研修	3
第4章	その他	4
11	協議	4
12	遵守	4

和歌山県水土里情報システム運用管理基準

第1章 総則

1 目的

この和歌山県水土里情報システム運用管理基準は、和歌山県水土里情報システム運用管理規程（以下、「規程」という。）に基づき、和歌山県水土里情報システムの運用管理に必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この基準における用語の定義は、規程に定める用語の定義によるほか、以下の定めによるものとする。

- (1) 管理責任者とは、本システムの運用管理を統括するために置く事務局の職員で、和土連の技術情報課長とする。
- (2) 利用機関責任者とは、利用機関における利用を統括するために置く利用機関の職員で、各利用機関で定めるものとする。
- (3) 担当者とは、協議会が本システムの利用について承諾した利用機関に所属する職員とする。

3 基本要件

本システムの運用管理における基本要件については、以下の定めによるものとする。

3-1 機密性

管理責任者は、本システムに保存されているデータについて、利用機関以外の利用を禁止するものとする。これには、本システムからの電子媒体および紙媒体による利用機関以外への流出の防止を含むものとする。ただし、利用機関が本システムから出力し、電子媒体または紙媒体に記録したデータについては、利用機関の責任において管理するものとする。

3-2 完全性

管理責任者は、本システムに保存されているデータを、改ざん、き損、滅失から防御するとともに、改ざん、き損、滅失が生じた場合には、速やかに元の状態に修復するものとする。

4 著作権等

本システムにおける著作権等の権利については、以下のとおりとする。

- (1) 本システムの著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）および工業所有権等の知的財産権その他権利、権限は、和土連が許諾を得ている第三者が有するものとする。
- (2) 本システムに登録されているデータの著作権および工業所有権等の知的財産権その他の権利、権限は、協議会が許諾を得ている第三者が有し、利用機関または利用者に移転されないものとする。ただし、利用者が本システムを利用して自らが登録、あるいは、和土連に委託して登録された利用機関のデータについてはこの限りではない。なお、印刷物、複製物および二次著作権等については、当事者間で協議の上決定するものとする。

第2章 利用

5 利用手続き

本システムの運用管理または利用に係わる協議会および利用機関における必要な手続きについては、以下の定めによるものとする。

5-1 協議会の手続き

- (1) 事務局は、管理責任者の登録、通知等手順に基づき、協議会に管理責任者の登録の申請を行うものとする。なお、管理責任者に変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 協議会と利用機関は、「和歌山県水土里情報システム利用契約」(以下、「利用契約」という。)を締結するものとする。
- (3) 管理責任者は、本システムの利用機関、利用機関責任者および担当者の登録、通知等の手続きを行うための「利用機関および責任者等の登録、通知等手順」(以下、「利用機関等登録手順」という。)を定めるとともに、利用機関に周知するものとする。
- (4) 管理責任者は、利用機関等登録手順に基づき、管理責任者を利用機関に通知するものとする。なお、管理責任者に変更が生じた場合も同様とする。
- (5) 管理責任者は、利用機関等登録手順に基づき、利用機関から利用機関責任者および担当者の登録、変更の申請があった場合には、速やかに利用機関責任者および担当者の登録、変更を行うものとする。
- (6) 管理責任者は、利用機関等登録手順に基づき、担当者からの問い合わせの窓口等(以下、「問合せ方法等」という。)を、利用機関責任者に通知するとともに、利用機関担当者からの問い合わせに対応するものとする。

5-2 利用機関の手続き

- (1) 利用機関と協議会は、利用契約を締結するものとする。
- (2) 利用機関は、利用機関等登録手順に基づき、協議会に利用機関、利用機関責任者および担当者の登録の申請を行うものとする。
- (3) 利用機関は、その名称または商号、事務所あるいは事業所等の所在または住所、連絡先その他の利用機関に係わる事項に変更があるときは、利用機関等登録手順に基づき、速やかに協議会に変更の申請を行うものとする。
- (4) 利用機関は、利用機関責任者および担当者に変更が生じた場合には、利用機関等登録手順に基づき、速やかに協議会に変更の申請を行うものとする。
- (5) 利用機関は、本システム導入後、動作確認を行い、速やかに本システム受領書を協議会に提出するものとする
- (6) 利用機関担当者は、「5-1 事務局の手続き」の(6)により通知された問合せ方法等に基づき、本システムの利用に係わる問い合わせを行うことができるものとする。

第3章 運用管理

6 データ管理

管理責任者は、本システムに登録されているデータを安全かつ適正に管理するものとする。

7 データ更新

本システムのデータ更新は、年1回行うものとする。

7-1 更新を行うデータは、デジタルオルソ画像、地籍図データ、農地筆データ、耕区データとする。

- (1) 農地筆データについては、市町村から地籍測定成果等の提供を受けて更新するものとする。
- (2) デジタルオルソ画像については、市町村の更新時に市町村から提供を受けて更新するものとする。
- (3) 耕区については、デジタルオルソ画像の提供に合わせ更新するものとする。
- (4) 地籍図データについては、市町村からの地籍測定成果の提供を受けて更新するものとする。

8 ユーザ管理

本システムにおけるユーザ管理については、以下の定めによるものとする。

8-1 管理責任者は、「5-2 利用機関の手続き」の(2)(3)及び(4)によりユーザ管理を行うものとする。

8-2 管理責任者は、年1回、利用機関について確認、見直しを行い、その結果を協議会に報告を行うのとする。

9 セキュリティ対策

本システムにおけるセキュリティ対策については、以下の定めによるほか、関係法令ならびに協議会または利用機関それが定める「個人情報保護に関する規程」、「情報セキュリティ対策基準」等によるものとする。

9-1 運用管理業務の実施工アリア

- (1) 管理責任者は、事務局内に本システムの運用管理に係わる業務を実施するための工アリア（以下、「管理業務工アリア」という。）を設置するものとする。
- (2) 管理責任者は、管理業務工アリアを他の執務工アリアと隔離し、入室資格者以外の者が無断で立ち入ることを禁止するものとする。
- (3) 管理業務工アリアに、入室資格者以外の者が入室する場合には、管理責任者に申請し、その承認を受けるものとする。
- (4) (3)の承認を受けた者が管理業務工アリアに入室する場合には、入室資格者が立ち会うものとする。

9-2 データおよび記録媒体の保管

本システムのデータおよびバックアップデータを保存した記録媒体の保管は、管理業務工アリアで行うものとする。

9-3 データ設定

- (1) 管理責任者は、利用機関が利用する地域のデータのみを本システムに設定するものとする。

- (2) 管理責任者は、市町村以外の利用機関について、「和歌山県水土里情報システム市町村データの使用手順」(以下、「市町村データの使用手順」という。)に基づき、利用する市町村のデータを設定するものとする。

9-4 ウィルス対策

- (1) 管理責任者および利用機関責任者は、本システムを利用するすべての端末には、ウィルス対策ソフトウェアを導入するものとする。
- (2) 管理責任者および利用機関責任者は、定期的に最新のウィルス情報を取得することができる機能を有するウィルス対策ソフトウェアを選択し、常に最新のパターンファイルに更新するものとする。
- (3) 管理責任者および利用機関責任者は、サーバおよび端末に取り込まれるすべてのファイル（メールや Web を含む。）に対して、取り込み時にウィルス検知を行うよう、ウィルス対策ソフトウェアの設定を行うものとする。また、外部記憶装置（USB メモリー、外付けハードディスク等）についても同様とする。

10 研修

管理責任者は、利用機関担当者を対象として、本システムの利用方法等に係わる研修を、利用開始時に、実施するものとする。

第4章 その他

11 協議

この基準に定めのない事項および定めた項目について疑義が生じた場合には、協議会において、その解決にあたるものとする。

12 遵守

管理責任者、規程、この基準および手順等を遵守するものとする。

この基準は、平成24年5月8日より施行するものとする。

この基準は、平成28年5月2日より施行するものとする。